



# 熊本県公報

第12096号

平成24年3月21日(水)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定…………… (社会福祉課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( " ) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 2
- 指定居宅介護支援事業の指定…………… ( " ) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… ( " ) 3
- 道路の供用開始…………… ( " ) 3
- 道路の供用開始…………… ( " ) 4
- 指定居宅介護支援事業の指定…………… (高齢者支援課) 4
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 4
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… ( " ) 4
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… ( " ) 5
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 5
- 保安林の指定の解除の予定…………… (森林保全課) 5
- 公 告
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 6
- 二級建築士免許の取消し…………… ( " ) 6
- 二級建築士免許の取消し…………… ( " ) 6
- 換地処分通知…………… (農地整備課) 6
- 登 載 依 頼
- 熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程…………… (企業局総務経営課) 7
- 熊本県議会議員の所属選挙区を定めるくじ…………… (選挙管理委員会) 7

## 告 示

### 熊本県告示第299号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年3月21日

熊本県知事職務代理者  
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

(施術者〔柔道整復師〕)

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
ひなぐ接骨院	上野 幸男	八代市日奈久下西町599番地5	平成24年2月20日

### 熊本県告示第300号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年3月21日

熊本県知事職務代理者  
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
菊陽の里デイサービスセンター 菊池郡菊陽町津久礼1994番地 5	株式会社祐心	平成24年3月10日

**熊本県告示第301号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成24年3月21日

熊本県知事職務代理者  
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
菊陽の里デイサービスセンター 菊池郡菊陽町津久礼1994番地 5	株式会社祐心	平成24年3月10日

**熊本県告示第302号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成24年3月21日

熊本県知事職務代理者  
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス ももサポート 玉名市滑石1090番地	暖株式会社	平成24年3月14日

**熊本県告示第303号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成24年3月21日

熊本県知事職務代理者  
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス ももサポート 玉名市滑石1090番地	暖株式会社	平成24年3月14日

**熊本県告示第304号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。  
平成24年3月21日

熊本県知事職務代理者  
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
マイスターケア 熊本市長嶺南三丁目4番24号	合同会社照葉会マイスターケア	平成24年3月21日

**熊本県告示第305号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成24年3月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保

全課において一般の縦覧に供する。  
平成24年3月21日

熊本県知事職務代理者  
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本田原坂線	熊本市上熊本三丁目 74番地先から 同市池田四丁目 717番7地先まで	前	15.8 ～ 29.2	950.2	活基総街（改築に伴う拡幅）
			後	19.9 ～ 32.8		

2 区域を変更する期日 平成24年3月21日

熊本県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年3月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月21日

熊本県知事職務代理者  
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	海路口小島線	熊本市沖新町字小島割 121番3地先から 同市中原町字北潟 2159番1地先まで	前	3.5 ～ 18.0	1057.0	単道改
				10.3 ～ 20.0		
			後	10.3 ～ 20.0	1033.0	
				10.3 ～ 15.7		
同所	106番1地先まで	前	0.0 ～ 0.0	0.0	単道改（迂回路の廃止）	
			後			0.0 ～ 0.0

2 区域を変更する期日 平成24年3月21日

熊本県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年3月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月21日

熊本県知事職務代理者  
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	八代不知火線	八代市新開町壺号 3番1地先から	412.0	活力基盤交安

	同市三楽町参号 58番地先まで	(交差 点改良)
--	--------------------	-------------

2 供用を開始する期日 平成24年3月21日

**熊本県告示第308号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年3月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月21日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本高森線	熊本市小島5丁目 218番1地先から 同市小島4丁目 207番1地先まで	344.0	やさ道 交1地 (歩道 整備)
		熊本市上代10丁目 2850番3地先から 同市野中3丁目 623番1地先まで	1216.5	

2 供用を開始する期日 平成24年3月21日

**熊本県告示第309号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成24年3月21日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
プラン・アイエスケア 熊本市出仲間八丁目9番3-10 06号	合同会社アイ・エス・ケア	平成24年3月20日

**熊本県告示第310号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成24年3月21日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
済生会熊本福祉センターグループホーム・ケアホーム事業所 熊本市内田町355 2-1	社会福祉法人恩賜財団済生会 東京都港区三田一丁目4番28号 須古 博信	平成24年 3月1日	4310101557	短期入所

**熊本県告示第311号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害

福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
平成24年3月21日

熊本県知事職務代理者  
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
就労支援センター せせらぎ 人吉市相良町955-1 ケインハイツ1F	中畑姉妹合同会社 人吉市養野町176番地 中畑 冴子	平成24年4月1日	4310600186	就労移行支援

熊本県告示第312号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
平成24年3月21日

熊本県知事職務代理者  
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
グループホーム 元気 熊本市健軍一丁目38番13号	株式会社アソート 熊本市健軍一丁目38番13号 宮下 武	平成24年3月1日	4320101563	共同生活援助

熊本県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成24年3月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成24年3月21日

熊本県知事職務代理者  
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	植木インター菊池線	熊本市植木町伊知坊字日渡 350番1地先から 同市植木町米塚字二夕塚 152番1地先まで	前	6.8 ～ 14.0	344.7	単道改築に伴う 拡幅)
			後	10.8 ～ 35.5		

2 区域を変更する期日 平成24年3月21日

熊本県告示第314号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成24年3月21日

熊本県知事職務代理者  
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

- 解除予定保安林の所在場所 熊本県下益城郡美里町中郡字榎谷2857番（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**公 告****熊本県公告第151号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。  
平成24年3月21日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵谷 芳 康

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
阿蘇市西町字東瀬戸口853番及び同864番  
4, 182.09平方メートル
- 2 開発を受けた者の住所及び氏名  
群馬県高崎市栄町1番1号  
株式会社九州テックランド

**熊本県公告第152号**

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により免許を取り消したので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。  
平成24年3月21日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵谷 芳 康

- 1 免許を取り消した年月日 平成24年3月9日
- 2 免許を取り消した建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号 渡邊和馬 二級建築士 第589号
- 3 免許を取り消した理由 相続人から死亡の届出があったため。

**熊本県公告第153号**

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により免許を取り消したので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。  
平成24年3月21日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵谷 芳 康

- 1 免許を取り消した年月日 平成24年3月9日
- 2 免許を取り消した建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号 林正史 二級建築士 第7338号
- 3 免許を取り消した理由 相続人から死亡の届出があったため。

**熊本県公告第154号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第112条の規定により、次のとおり公告する。

なお、送付すべき書類は、平成24年3月21日から平成24年3月26日まで玉名市役所で縦覧に供する。

平成24年3月21日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵谷 芳 康

- 1 送付すべき書類  
県営土地改良事業大開地区の換地処分に係る平成24年3月2日付け農整第749号の換地処分通知書
- 2 送付を受けるべき者
  - (1) 所在不明  
坂本 到
  - (2) 所在不明  
酒井 栄一郎
  - (3) 所在不明  
島木 守
  - (4) 所在不明  
島本 善次郎

- (5) 所在不明  
井手 学
- (6) 所在不明  
山之内 住幸
- 3 縦覧に供する書類の要旨
  - (1) 換地処分通知書
  - (2) 県営土地改良事業大開地区の地区総計表
  - (3) 各筆換地等明細書
- 4 その他
  - 1の送付すべき書類は、縦覧期間中は玉名市役所において保管し、その後は熊本県玉名地域振興局（農林水産部農地整備課）において保管しているので、送付を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成24年3月31日を経過したときに書類が到達したものとみなす。

**登載依頼**

**熊本県公営企業管理規程第1号**

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成24年3月21日

熊本県知事職務代理者  
熊本県副知事 兵谷 芳 康

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程  
熊本県企業局会計規程（昭和39年電気事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第45条の3の次に次の1条を加える。  
（繰替払）

第45条の4 令第21条の8第1号から第2号に掲げる経費のほか、次の各号に掲げる経費の支払については、当該各号に掲げる現金を繰り替えて使用することができる。  
（1）熊本県有料駐車場事業において提携先に支払を要する事務手数料 当該提携先からの料金収入。

附 則  
この規程は、平成24年3月21日から施行する。

**熊本県選挙管理委員会告示第28号**

熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例（平成18年熊本県条例第51号）の改正により設定される熊本市における各選挙区について、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第6条第1項の規定に基づき、所属する熊本県議会議員を次のとおりくじにより定める。  
平成24年3月21日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴 田 憲 保

- 1 くじを行う日時  
平成24年3月28日 午前11時
- 2 くじを行う場所  
熊本県庁行政棟新館2階 多目的AV会議室  
熊本市水前寺6丁目18番1号